

新潟市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第21号

新潟市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「又は」の次に「同条第3項（新潟市職員の育児休業等に関する条例（平成4年新潟市条例第9号。以下「育児休業条例」という。）第22条（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第17条の規定により短時間勤務をさせる職員について条例の規定を適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次条第3号において同じ。）の規定による」を加え、同号ア中「（新潟市職員の育児休業等に関する条例（平成4年新潟市条例第9号。次号アにおいて「育児休業条例」という。）第22条（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。次号アにおいて「育児休業法」という。）第17条の規定により短時間勤務をさせる職員について条例の規定を適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同項第4号中「又は」の次に「同条第4項（育児休業条例第21条（育児休業法第17条の規定により短時間勤務をさせる職員について条例の規定を適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次条第4号において同じ。）の規定による」を加え、同号ア中「（育児休業条例第21条（育児休業法第17条の規定により短時間勤務をさせる職員について条例の規定を適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

第3条に次の2号を加える。

(3) 任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第7条第1項の俸給表の号俸又は同条第3項の規定による俸給月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号俸及び7号俸並びに任期付職員条例第7条第3項の規定による俸給月額 5,500円

イ 5号俸 5,000円

ウ 2号俸から4号俸まで 4,000円

エ 1号俸 3,000円

(4) 任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員条例第5条第1項の俸給表の号俸又は同条第4項の規定による俸給月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号俸及び任期付研究員条例第5条第4項の規定による俸給月額 5,500円

イ 4号俸及び5号俸 5,000円

ウ 2号俸及び3号俸 4,000円

エ 1号俸 3,000円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。